

■申告は待ち時間のない「郵送」や「自宅でのe-TAX」で！



申告会場は混雑が予想されます。
郵送、e-TAX の活用でスムーズな申告ができます。

◎市民税・県民税の申告

申告書を作成し、必要書類を同封して、市役所税務課へ郵送してください。後日、お問い合わせする必要があるため、電話番号を必ずご記入ください。
手引きや記載例などは、市ホームページで公開しています。ぜひご活用ください。



詳細はこちら！

◎所得税の確定申告

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン、タブレット、スマートフォンを使って、確定申告書が簡単に作成できます。
作成した申告書は、e-TAX で送信できるほか、印刷して郵送することができます。
※誤って市役所に送らないよう注意してください。
郵送先：〒330-9587 関東信越国税局業務センター
※住所の記載は不要です。上記のみを宛名に記入し、郵送してください。

■申告に必要なもの(例)

1. 収入を証明する資料

給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書、収支内訳書、その他収入のわかる書類

2. 控除を証明する資料

社会保険料の領収書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、寄附金の受領証、医療費控除の明細書、障害者手帳、学生証、その他控除の参考となる書類

3. マイナンバーカード

お持ちでない場合は①と②
①番号確認書類（本人のマイナンバーを確認できる書類）
②身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の資格確認書など）

■来場の際に必要なもの

上記の「申告に必要なもの(例)」のほかに、以下の書類が必要です。

① 申告者名義の口座番号などが分かる書類（通帳、キャッシュカードなど）

② 扶養親族のマイナンバーが確認できるもの

③ 税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ（通知が届いた人のみ）

■申告会場では受付できない確定申告(直接税務署へ)

- 青色申告、損失申告、準確定申告（納税者が死亡した場合の相続人の申告）、過年度申告
- 源泉徴収票のない人で、所得税の申告をする場合
- 機械やゴルフ会員権、船舶、書画、骨董、貴金属などの資産、土地・家屋、株などの譲渡所得の申告（公共用地の土地収用に係る譲渡所得も含む）
- 雑損控除の申告
- 投資信託などに伴う所得の申告
- 申告分離課税を選択する配当所得の申告
- 初めての住宅借入金等特別控除の申告
- 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅等新築等特別税額控除の申告
- 外国税額控除の申告
- 令和8年1月2日以降に幸手市へ転入した人の申告

■市内在住の人の確定申告場所(春日部税務署へ)

春日部税務署…春日部市大沼2丁目12番地1
☎048(733)2111 [自動音声ガイダンス]

※受付時間などの詳細については、税務署へ直接お問い合わせください。

◎書面で申告書などをご提出される人へ

令和7年1月以降、確定申告書などの控えに収受日付印の押なつを行わないこととなりました。
申告書などの提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録、管理をお願いします。



市民税・県民税・所得税の申告受付

申告受付期間…2月16日(月)～3月13日(金)

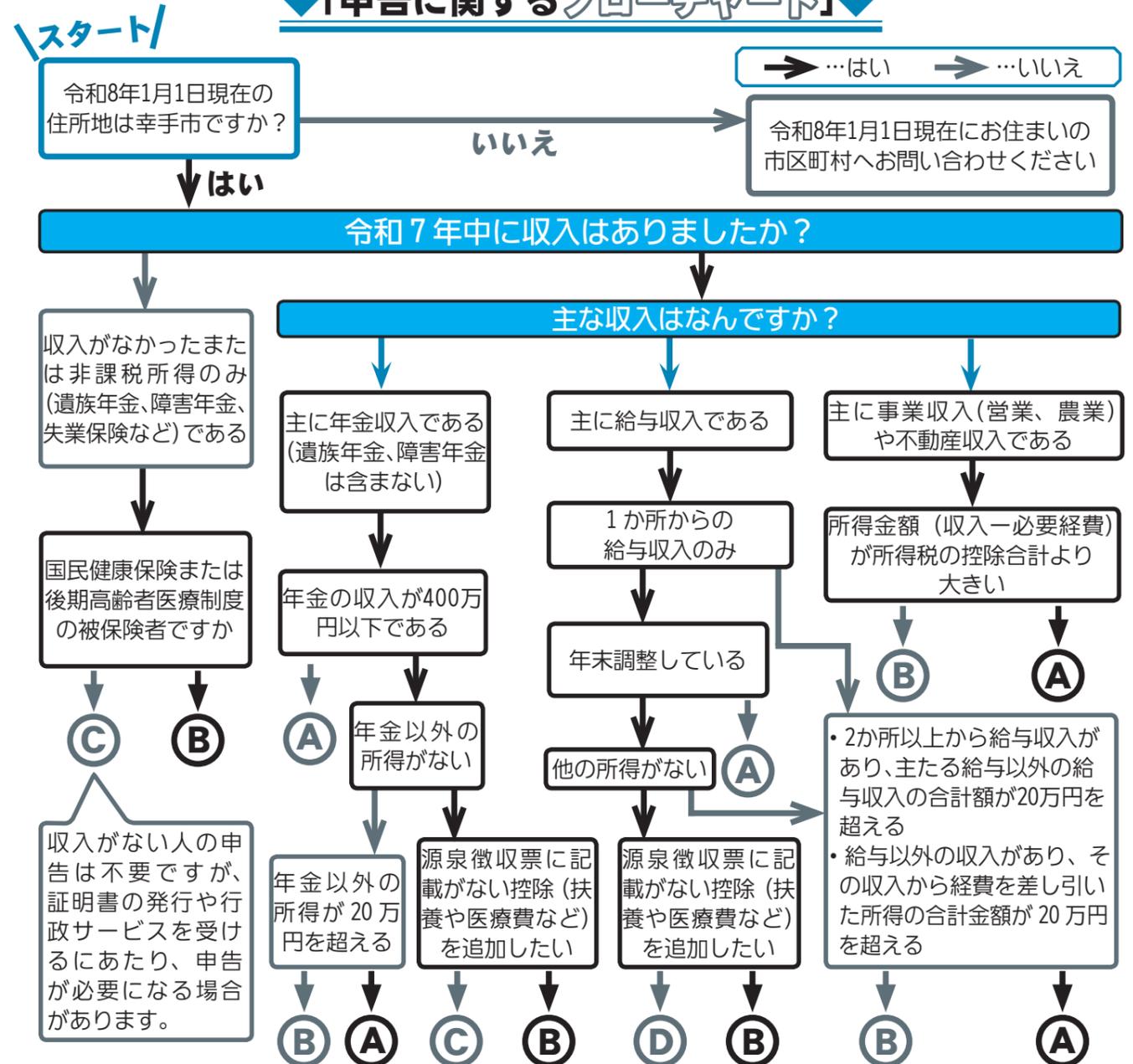
※郵送での提出や税務署での申告は、3月16日(月)までです。

問合せ 税務課 ☎(43)1111
内線133

■市民税・県民税・所得税の申告

令和8年1月1日現在幸手市に住所があり、令和7年中に収入があった場合、原則、申告が必要です。申告が必要かどうかについては、「申告に関するフローチャート」を参照してください。

◆「申告に関するフローチャート」◆



A	所得税の確定申告が必要です (所得税の確定申告書を提出すれば、市民税・県民税の申告は必要ありません)
B	市民税・県民税の申告が必要です (ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です)
C	所得税の確定申告、市民税・県民税の申告は必要ありません (ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です)
D	所得税の確定申告、市民税・県民税の申告は必要ありません